

# 野辺地町空家等対策計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

青森県野辺地町



## 第1章 空家等対策計画の趣旨

### 1 計画策定の目的

当町では、少子高齢化の進行や社会的ニーズの変化による核家族化、産業構造の変化による次世代の人口流出等を背景に、長期間にわたり使用されていない住宅や建築物（以下、「空家等」という。）が増加しています。

全国においても空家等は増加傾向にあり、総務省が実施する令和5年住宅・土地統計調査では、全国の住宅総数は約6,505万戸、うち空家数は約900万戸であり、空家率は13.8%で過去最高となっています。

空家等の中には、適切な管理が行われていないことにより、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。今後、空家等の増加に伴い、このような問題が一層深刻化することが懸念されています。

空家等は所有者の財産であることから、本来は所有者等の責任において適切に管理されるべきものですが、「所有者の経済性」「所有者が遠方に居住している」「相続が行われていない」などの事情により、当事者だけでは問題の解決が困難な場合も少なくありません。

このような状況を踏まえ、国においては平成26年11月27日に「空家等対策推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を公布し、平成27年5月に施行しました。さらに令和5年の法改正では特定空家等への対応に加え、適切な管理が行われていない空家等（管理不全空家等）の早期段階での対応、空家等の活用促進、民間団体等との連携による対策の推進など、空家等の発生抑制から管理、利活用、除却までを含めた総合的な対策を推進することとされています。

当町でも、こうした国の取り組みを受けて、平成30年3月に「野辺地町空家等対策の推進に関する条例」及び「野辺地町空家等対策の推進に関する条例施行規則」を制定し、同年4月に施行しました。また、平成31年3月には「野辺地町空家等対策協議会」を開催し、「野辺地町空家等対策計画」を策定しました。

さらに令和4年3月に「野辺地町空家等対策計画」を改定し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、計画期間が令和7年度で終了を迎えることから、今後も地域住民の安全で安心な生活環境の確保を図ることを目的とし、令和8年度を初年度とする次期計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画策定の位置づけ

本計画は、法第7条第1項に基づき、国が定めた基本方針に即して、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、当町の空家等対策の基礎となるものです。

また、当町の「第6次野辺地町まちづくり総合計画」を上位計画とするとともに、「第2期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と連携を図ります。

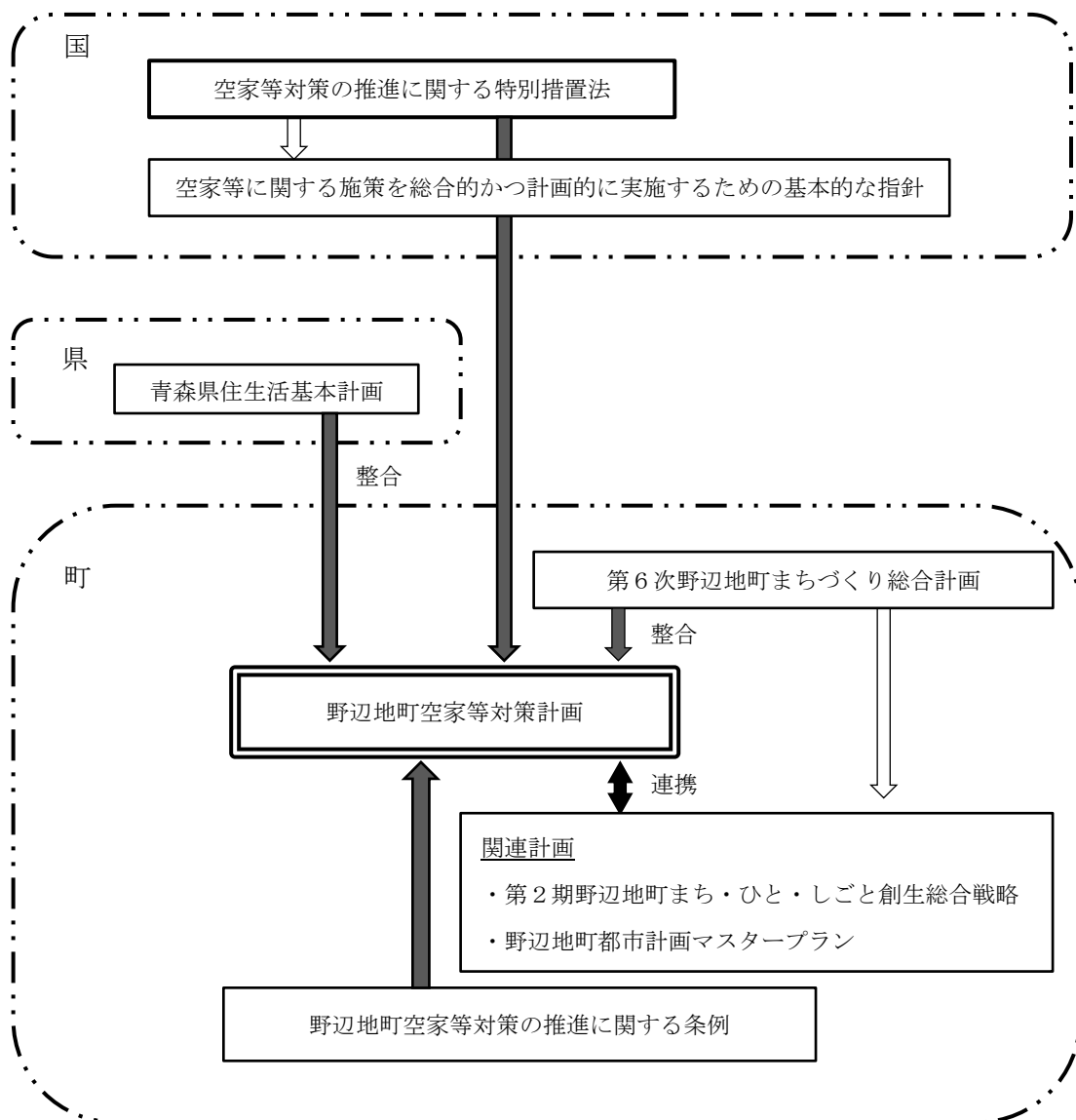


図1. 野辺地町空家等対策計画の位置づけ

### 3 計画の期間

本計画の期間は、第6次野辺地町まちづくり総合計画（令和3年度から令和12年度、前期：令和3年度から令和7年度、後期：令和8年度から令和12年度）に合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

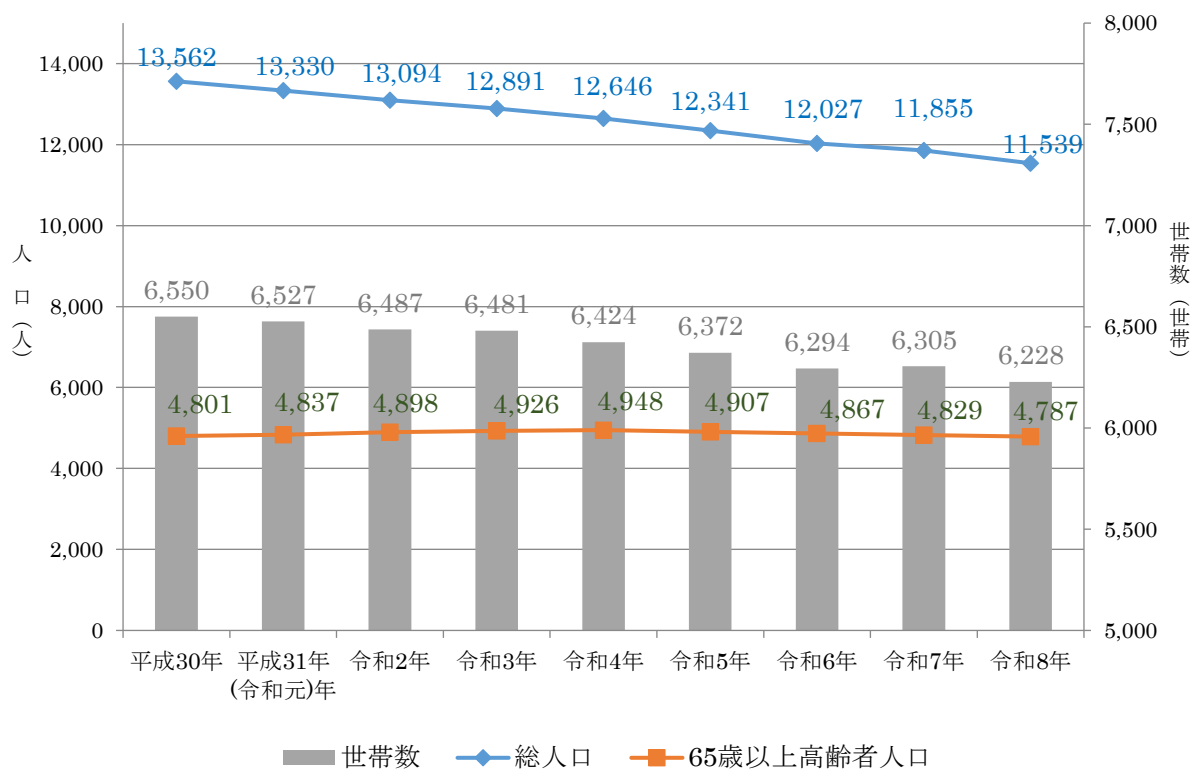
また、今後の国の空家等対策の動向や社会情勢の変化、事業の推進状況等に応じ、適宜内容の見直しを行うものとします。

計画の期間	R3	R4			R7	R8			R12	
第6次野辺地町まちづくり総合計画	10年(前期5年)					(後期5年)				
野辺地町空家等対策計画	4年	4年				5年				

## 第2章 町の現状と空家等の状況

### 1 町の人口・世帯数の推移

当町の総人口と世帯数は、令和8年でそれぞれ11,539人、6,228世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。65歳以上高齢者人口は、平成30年から令和4年にかけては増加傾向で推移していましたが、令和5年からは減少に転じています。



出典：総人口、世帯数は、野辺地町「行政区別人口・世帯数」（各年1月1日現在）

65歳以上高齢者人口は、野辺地町「行政区別高齢者人口」（各年1月1日現在）

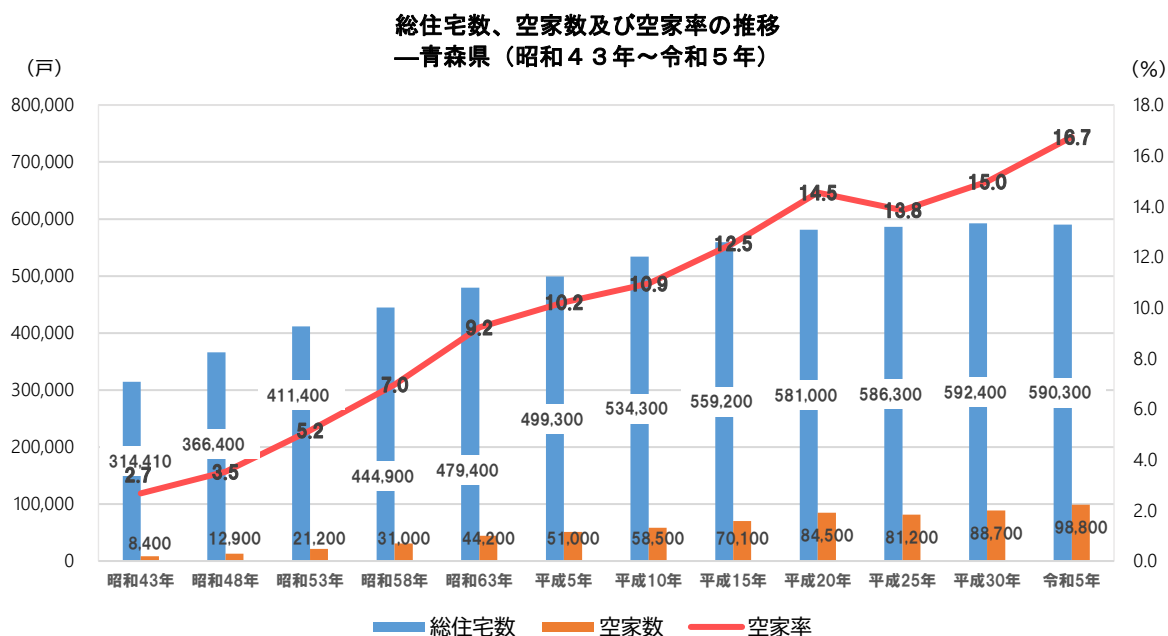
図2-1. 野辺地町の総人口、世帯数、65歳以上高齢者人口の推移(平成30年～令和8年)

## 2 空家等の状況

### (1) 青森県の状況

総務省統計局が5年毎に実施している「住宅・土地統計調査」では、青森県の空家数と空家率は、令和5年でそれぞれ約9.9万戸、16.7%となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

また、全国においても同様の状況となっています。



出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

※空家数及び空家率は、別荘等の二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を含む

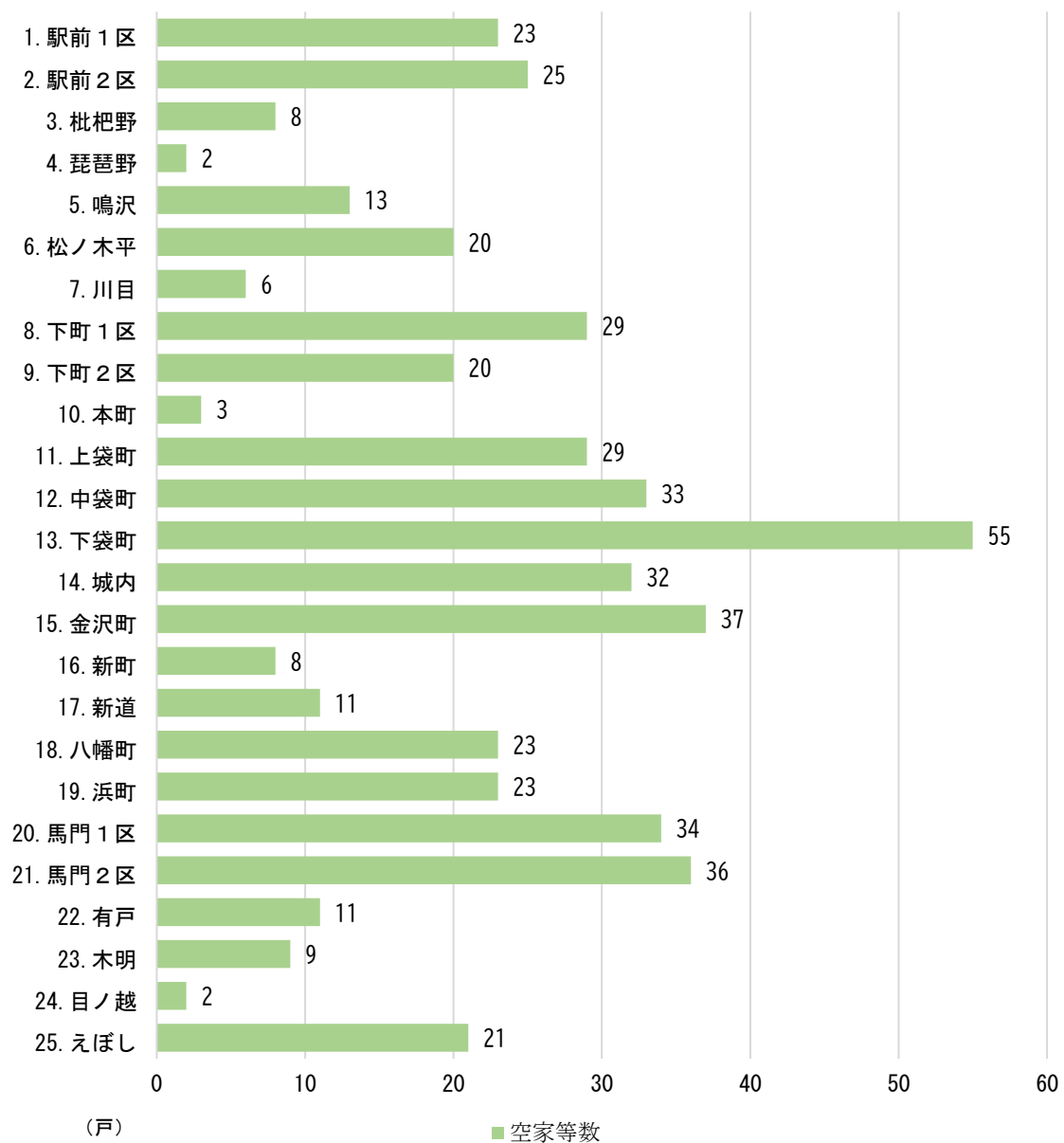
図2-2. 総住宅数、空家数及び空家率の推移 青森県（昭和43年～令和5年）

(2) 当町の状況

当町では、空家等の状況を把握するため、平成27年度に「野辺地町空家全体調査」を実施しました。それ以降も適宜、現地調査を実施するほか、令和元年度と令和7年度には、それぞれ町職員による再調査や「野辺地町空家等実態調査」を実施しました。

令和8年3月1日現在において、当町の空家等は513戸となっています。地区別の空家等の集計結果は、次のとおりとなります。

図 2-3. 地区別の空家等数



当町の空家等のうち、特に目立った破損等がみられず、比較的状态が良好で利活用が可能と判断した空家等は77戸(約15.0%)となっており、簡易な修繕をすれば利活用可能であると判断した空家等は112戸(約21.8%)となっています。

一方、利活用には大規模な修繕が必要であると判断した空家等は137戸(約26.7%)となっており、老朽化や損傷などにより利活用は不可能であると判断した空家等は11戸(約2.2%)となっています。

その他、判断不能の空家等は176戸(約34.3%)となっています。

	戸数【戸】	割合【%】
空家等	513	—
利活用可能	77	15.0
簡易な修繕が必要	112	21.8
大規模な修繕が必要	137	26.7
利活用不可能	11	2.2
判断不能	176	34.3

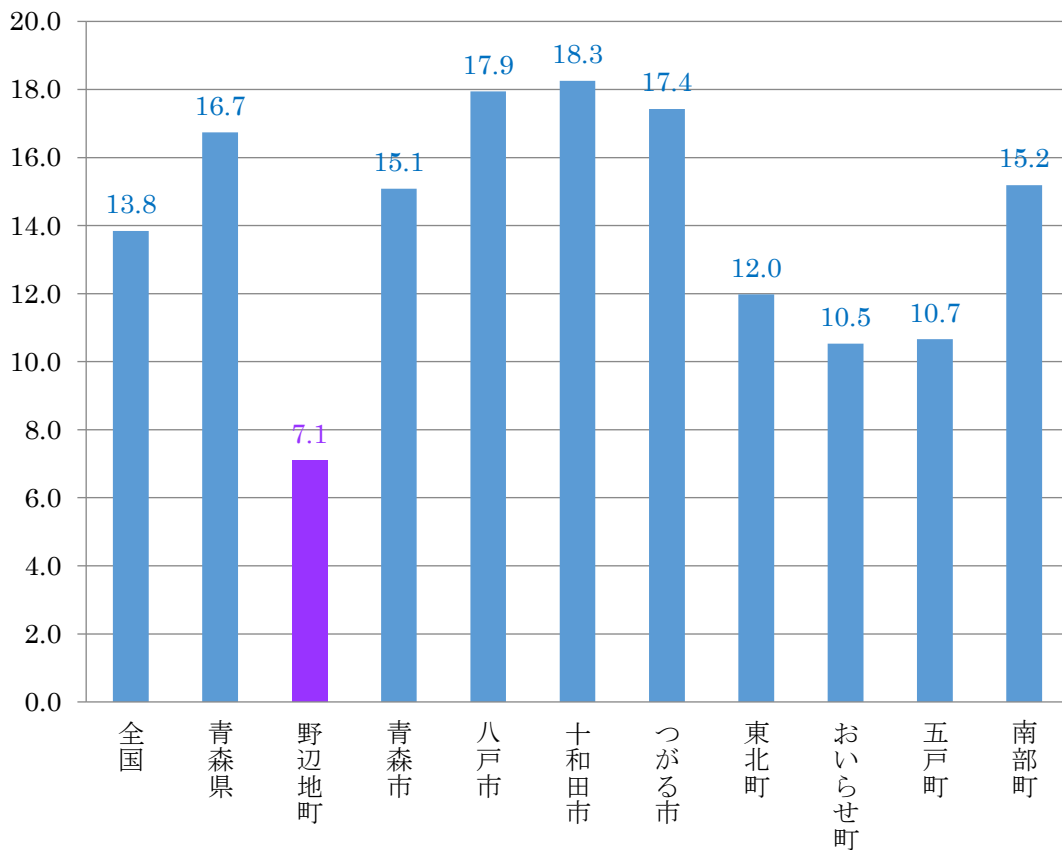
図2-4. 空家等の分布状況



(3) 他市町との比較

当町の空家等数と空家率は、それぞれ513戸、7.1%となっています。  
空家率は、全国や青森県、県内他市町と比較して低い状況にあります。

空家率 (%)



出典：総務省統計局「令和5年住宅・土地統計調査」

※空家率の算出には、別荘等の二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を含む

※野辺地町の数値は令和8年3月1日時点の空家数に基づいて算出

図 2-5 空家率の状況 (全国、青森県、県内他市町との比較)

### 第3章 空家等対策に関する基本的方針

#### 1 基本方針

空家等が発生し、放置される要因やそこから生じる課題は一つに特定できるものではなく、居住中から除却後の跡地利用までの各段階にわたっています。そのため、空家等対策を実施していくためには、それぞれの段階に応じた効果的な対策が必要であることから、その方向性を示し、国の支援制度の活用も含め、各種対策を検討・実施していきます。

##### (1) 発生予防

空家等がもたらす問題や地域社会への影響等、空家等に係る問題意識を醸成するとともに、所有者自身によって適切な対応をするよう、空家等となる前から、所有者等の責務や相続の必要性のほか、空家等となった後の適正管理、利活用、除却等について啓発します。

##### (2) 適正管理の促進

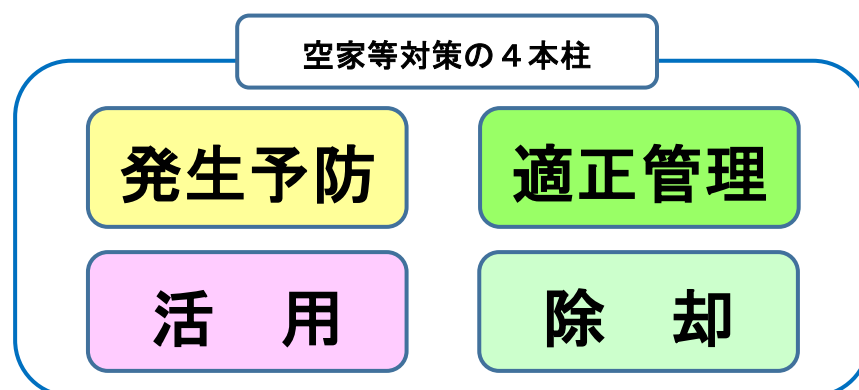
空家等の管理は、第一義的には所有者等の責務において行われるべきことであることを前提に、所有者等に対する啓発や適正管理を促進し、管理不全な空家等の解消及び発生の予防を目指します。

##### (3) 利活用の促進

利用可能な空家等を有効な地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることにより、地域の活性化やまちの魅力向上を目指します。

##### (4) 危険な空家等の抑制・除却及び特定空家等への措置

地震や風水害の災害等により被害が発生した又は被害が見込まれる場合、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対しては、関係法令に基づき、危険な空家等の抑制や緊急的又は予防的な除却に取り組みます。



## 2 対象とする地区

当町の空家等は、下袋町や金沢町などを中心に町内全域に広く分布しており、その状態や程度は様々です。

また、少子高齢化の進行等に伴い、空家等数が増加傾向で推移していることから、本計画における空家等対策を実施する対象地区は「町内全域」とします。

なお、地震などが発生した際の空家等の倒壊による緊急輸送道路や避難路の閉塞を防止するため、緊急輸送道路の沿道周辺を重点対象地区と定め、空家等対策を重点的に推進します。

## 3 対象空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、法第2条第1項に規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」及び法第13条第1項で規定する「管理不全空家等」を含む。）とします。

## 4 空家等の調査

### (1) 調査に関する基本方針

当町では、平成27年度に町内全域を対象として「野辺地町空家全体調査」を実施し、その調査結果を基にデータベースの整備をしています。それ以降も令和元年度と令和7年度には、それぞれ職員による再調査や「野辺地町空家等実態調査」を実施し、データベースの更新をしています。今後も空家等に関する情報を最新の状態に保つため、日常調査や定期調査を行い、空家等の状況把握に努めることとします。

#### ① 日常的な調査

近隣住民等からの連絡や職員のパトロール等により空家等を発見した場合は、現地の状況確認や所有者等の情報収集、データベースの更新をします。また、一人暮らしや高齢者世帯等についても空家予備軍として関係課と連携し、所有者等の理解を得ながら情報収集に努めます。

#### ② 定期的な調査

町内全域を調査範囲とした調査については、本計画の期間の満了に伴う次期計画の策定に併せて、外観目視による実態調査や所有者等の情報収集、データベースの更新をします。

### (2) 実態調査の方法

実態調査は、空家等の所在地や状態等について把握することを目的とし、調査員が現地にて外観目視により実施します。

(3) 主な調査項目

調査項目	主な調査内容
建物の基本情報	空家等の所在地や構造、築年数、空家等の所有者等の氏名、現住所など
外観調査結果	屋根や外壁、窓の状態、設備の状況、景観面や防犯上の状態、空家等周辺の状態など
位置図	空家等の位置図
住宅の不良度判定	空家等の不良度判定（『外観目視による住宅の不良度判定の手引き（国土交通省住宅局）』に則り、住宅の不良度を定量的に評価）

(4) 所有者等の特定

実態調査で把握した空家等について、所有者等の所在地や氏名、連絡先等の調査をします。また、所有者等の特定は、固定資産課税台帳の情報や登記情報、住民票情報等により行います。

(5) 所有者等への意向アンケート

特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するほか、空家等となった経緯や今後の意向等に関するアンケートを実施します。

## 第4章 空家等対策の実施内容

空家等対策に関する基本方針に基づき、次の取り組みを実施します。

### 1 発生予防

#### (1) 所有者等への意識の醸成と啓発

空家等がもたらす問題・地域社会への影響や所有者等の責務を認識してもらうため、パンフレットや広報紙等による情報発信を行います。

#### (2) 相続登記の推進

空家等の利活用が進まない、適正に管理がされていないなどの要因のひとつとして、相続登記がされずに相続人や管理者が不在、不明となっていることがあげられます。このような状態を予防するため、関係団体と連携し、相続に関する相談会の開催や相続登記の義務化等の情報提供を行います。

#### (3) 空家等予備軍の把握・予防措置

自治会や関係課と連携し、単身高齢者世帯等の将来的に空家等となる可能性の高い建物について情報収集します。空家等となる可能性の高い建物については、関係課と連携し、相談先や各種支援制度、空き家バンク等の情報提供を行います。

### 2 適正管理の促進（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

#### (1) 所有者等への適正管理に関する周知

空家等の管理は、所有者等が自らの責任において行うことを原則とし、所有者等に対して適正管理に関する文書を送付します。

#### (2) 降雪期における対応の強化

降雪期には、所有者等の責任において屋根の雪下ろし等を行うよう依頼し、対応を促します。また、屋根の雪の落雪による道路の通行障害等の被害が発生した又は被害が見込まれる場合は、関係課と連携し対応します。

### 3 利活用促進（空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進）

#### (1) 空き家・空き店舗バンクの利用促進

空家等の有効活用を通して当町への移住・定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、当町の空家等情報をインターネット上に公開した空き家・空き店舗バンクの利用を促進します。空き家・空き店舗バンクの積極的な利活用に向け、空き家・空き店舗バンクのシステムを実装したウェブサイトのURL等を町のホームページや窓口で情報提供を行うほか、国や県などの空家等情報に関する窓口やウェブサイトでの紹介、移住や交流人口の増加等をテーマにしたイベント等の告知を行います。また、町内の協定仲介業者との事業連携を進め、物件情報の共有などにより、当町に移住・定住を検討している方に空家等に関する適切な情報提供を行います。

(2) 補助事業による支援

町内の景観や町民の安全安心の確保、当町への移住・定住の促進等を目的とし、空家等の除却や利活用を行う所有者等に対して補助事業による支援をします。

(3) 空家等の新たな活用に向けた取り組み

空家等を住居や店舗、地域交流拠点、体験型施設などとして積極的に有効活用し、移住・定住の促進や地域の活性化を図るための必要な取り組みについて検討します。

(4) 空家等の利活用に係る税制優遇措置の周知

国で、相続した家屋が空家となったまま長期間放置されることを抑制するための特例措置として設けている空家の譲渡所得の特別控除について、パンフレットや広報紙等による情報発信をします。

※ 被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円（相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円）の特別控除を受けることができるものです（特例の適用期限は令和9年12月31日まで）。

#### 4 危険な空家等の抑制・除却及び特定空家等への措置（特定空家等に関する措置その他の特定空家等への対処）

特定空家等についても、空家等の所有者等が自らの責任において問題の解決を図ることを原則とした上で、町民の良好な生活環境と安全安心な暮らしを守るため、特定空家等に認定された空家等の所有者等に対して、管理不全な状態の改善を図るために必要な措置を講ずるよう、「助言又は指導」「勧告」「命令」「代執行」等の行政措置を行い、問題の早期解決に努めます。

また、特定空家等の判断や特定空家等に対する措置に関する行政手続きについては、法第22条の規定や「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に基づき、進めます。

(1) 特定空家等の認定

特定空家等の認定は、周辺への影響や所有者等の状況、立入調査結果の状況等を踏まえ、地域住民の生命や身体、財産、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがある空家等について、野辺地町空家等対策協議会で協議し、町長が認定します。

(2) 法に基づく措置

特定空家等に認定された空家等については、法に基づき、空家等の所有者等に対して法的な措置を講じます。

① 助言又は指導（法第22条第1項）

特定空家等の所有者等に対して、管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「助言又は指導」します。

② 勧告（法第22条第2項）

「助言又は指導」が行われたにも関わらず、なお特定空家等の状態が改善されないと認められるときには、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「勧告」します。

③ 命令（法第22条第3項）

「勧告」を受けたにも関わらず、正当な理由がなくその勧告に係る措置がとられなかった場合は、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「命令」します。

④ 代執行（法第22条第9項）※所有者等を確知できる場合

「命令」を受けたにも関わらず、その命令に係る措置が講じられない場合、措置を講じたとしても十分でない場合、措置を講じても期限までに完了する見込みがない場合には、行政代執行法の定めるところに従い、代執行を行います。代執行に要した費用は、町が所有者等から徴収します。（行政代執行法第5条）

⑤ 略式代執行（法第22条第10項）※所有者等を確知できない場合

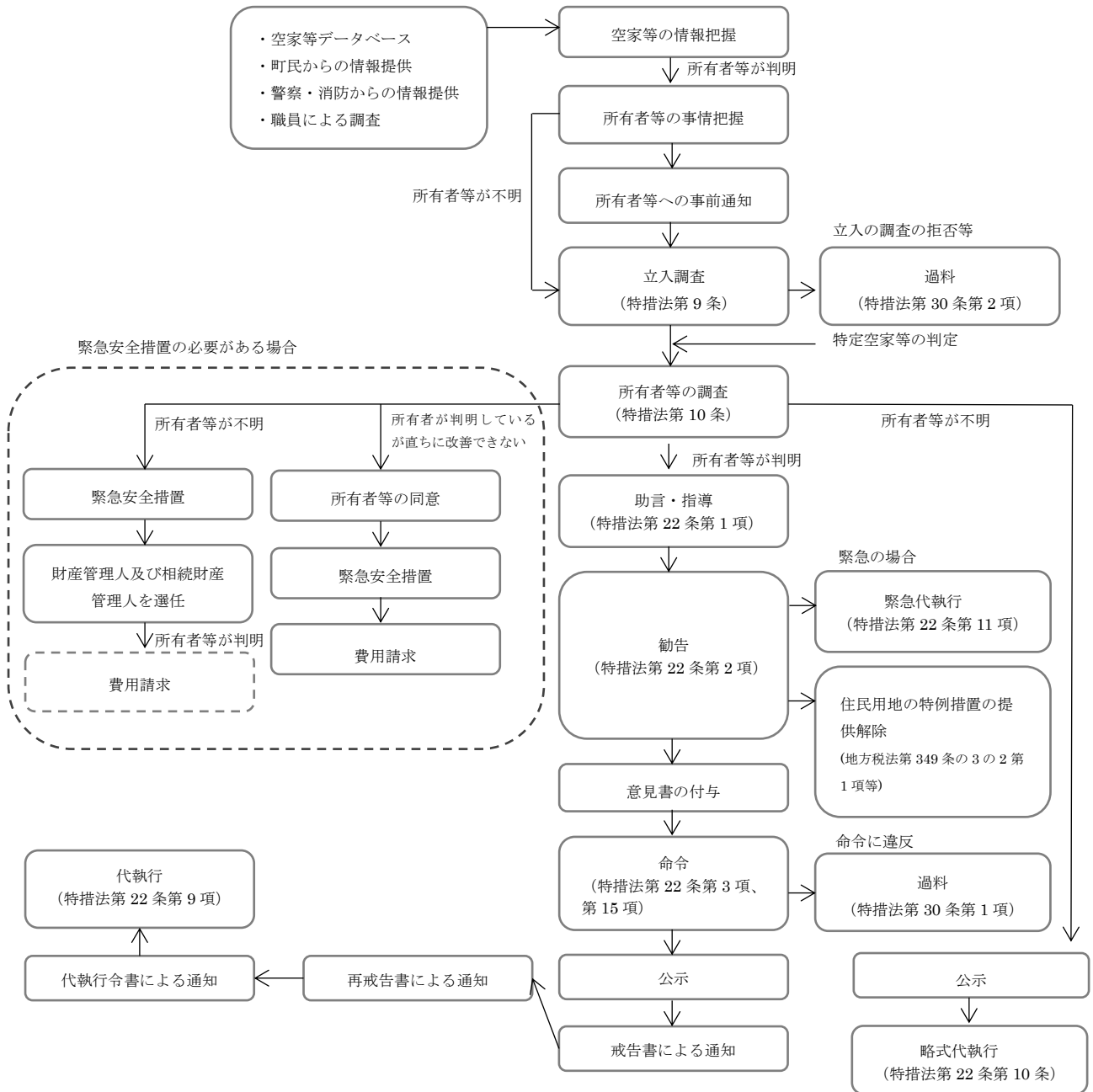
過失がなく命令が行われるべき所有者等を確知できない場合は、略式代執行を行います。

⑥ 緊急代執行（法第22条第11項）

災害等の非常時において、緊急に必要な措置をとる必要があると認められる場合には、命令等を省略し、緊急代執行を行います。

※ ただし、代執行等については、費用回収が困難であり、自ら除却を行う方との公平性の確保等の課題もあることから、緊急性や公益性等を十分考慮して対応します。

図3. 特定空家等の措置に関するフロー



(3) その他の関係法令による対応

適切な管理が行われていない空家等に対しては、法に基づき、対応するほか、関連法令を法的根拠として状況の改善にあたります。

① 野辺地町空家等対策の推進に関する条例（第15条「緊急安全措置」）

町長は、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

② 災害対策基本法（第62条「市町村の応急措置」）

市町村長は、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない。

③ 災害対策基本法（第64条「応急公費負担等」）

市町村長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

④ 消防法（第3条）

ア 消防長、消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災の予防上危険な場合等について、危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件などの除去等を命ずることができる。

イ 消防長又は消防署長は、措置を履行しないとき等は、代執行をすることができる。

⑤ 道路法（第44条「沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務」）

道路管理者は、沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑥ 建築基準法（第10条「著しく保安上危険な建築物等の所有者に対する勧告及び命令」）

特定行政庁は、建築物等について、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告、命令、代執行をすることができる。

## 第5章 空家等対策の実施体制等

### 1 空家等に関する対策の実施体制

空家等の問題は、個人の問題だけでなく地域社会の問題でもあるため、所有者等をはじめ、町や地域、事業者等が連携し、一体となって空家等対策に取り組みます。

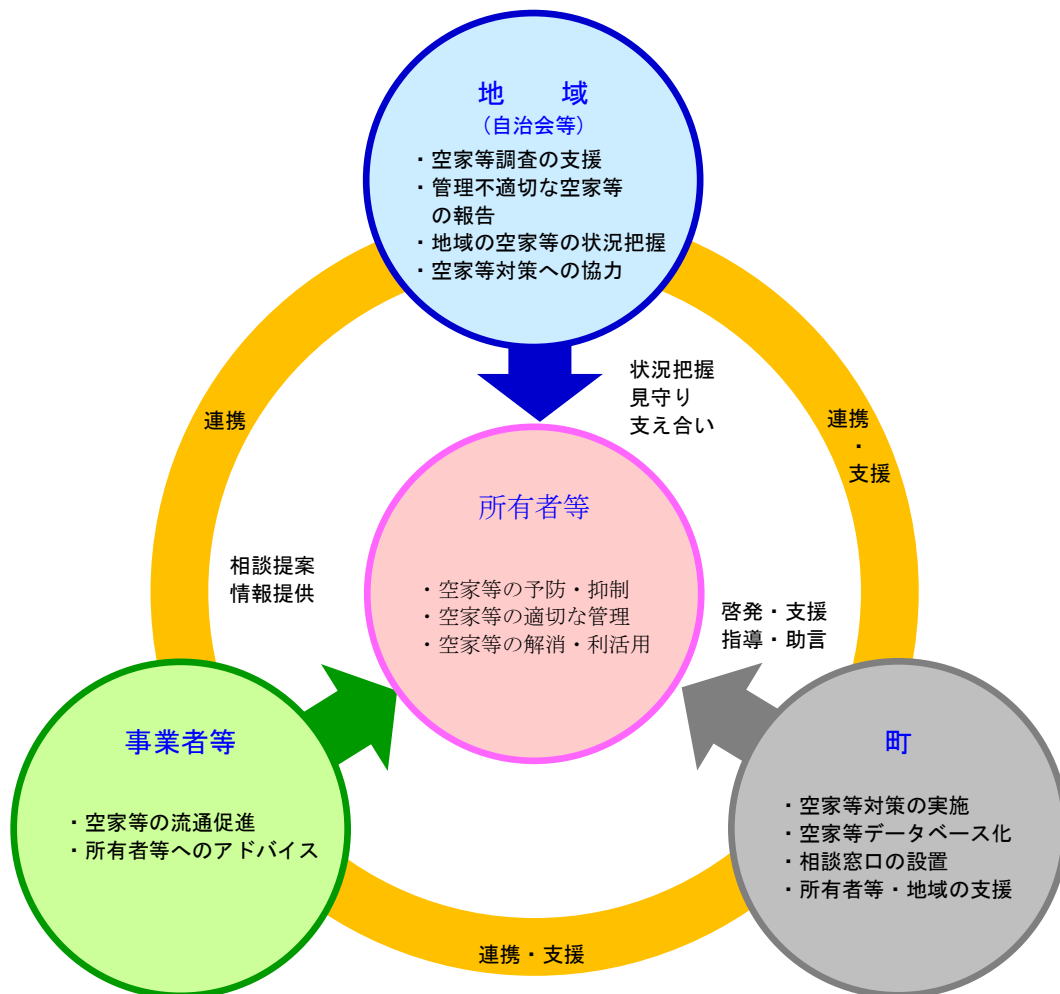


図4. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内実施体制

空家等対策に係る事務の主管部局は、「防災管財課」とし、庁内関係部局と連携し、空家等対策の円滑な推進に努めます。

また、野辺地町空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定及び変更に関する協議等を行います。

組 織		役 割
庁内組織	防災管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画の策定、変更</li> <li>・空家等対策協議会の運営</li> <li>・空家台帳の整備</li> <li>・空家等の相談窓口</li> <li>・特定空家等に対する措置</li> <li>・空家等データベースの管理</li> <li>・空家等除却費・リフォーム費補助の実施</li> <li>・防災対策・災害対策</li> <li>・空家等に関するその他全般</li> </ul>
	建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・除雪対策</li> <li>・居住状態の特定</li> </ul>
	町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・衛生問題 (ゴミの不当投棄、害虫、雑草等)</li> <li>・住民票、所有者等の特定</li> </ul>
	介護・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、一人暮らし世帯の把握</li> </ul>
	税務会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税、所有者等の特定</li> </ul>
	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家・空き店舗バンク制度</li> <li>・空き家取得費補助の実施</li> <li>・移住・定住対策</li> </ul>
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗・空き家活用補助の実施</li> </ul>
	消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策</li> <li>・緊急安全措置</li> </ul>

## (2) 野辺地町空家等対策協議会

空家等対策は地域のニーズを丁寧にくみ取った上で取り組む必要があるため、法第8条第1項の規定に基づき、町長のほか、地域住民、町議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等の学識経験者等による委員で構成する「野辺地町空家等対策協議会」を設置し、空家等対策計画の策定及び変更に関する協議のほか、空家等対策の実施や特定空家等の認定に関する協議を行います。

## 2 地域住民や所有者等からの空家等に関する相談の対応

空家等の増加に伴い、空家等に関する地域住民や所有者等からの相談が増えています。その内容は、空家等の損壊や屋根雪の落雪による安全面、草木が生い茂ることによる衛生面のほか、除却、売買、税金、相続、補助制度に関するものなど多岐にわたっています。

空家等に関する様々な相談は、防災管財課で受け付けし、その内容に応じて庁内関係部署が密接に連携し、対応します。

また、当町で対応が困難なものについては、国や県等の関係機関の紹介を行います。

受付	電話番号	時間
防災管財課	0175-64-2111(代表)	平日 8時30分から 17時15分まで

## 3 計画の進捗管理

本計画が終了する令和12年度までの数値目標を設定し、本計画の進捗管理を行います。

	指標	目標値
1	空家等に関する相談の対応件数	60件(年間)
2	空家等除却費補助金の交付件数	15件(累計)
3	空家等リフォーム費補助金の交付件数	5件(累計)
4	空き家・空き店舗バンクの成約件数	5件(累計)
5	空き店舗・空き家活用補助金の交付件数	30件(累計)

## 資料 1

### 空家等対策の推進に関する特別措置法

発令（平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

##### （国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用

促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地
- 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
- 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
- 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域
- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
- 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二章 空家等の調査

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

#### 第四章 空家等の活用に係る措置

##### （空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

##### （空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等）

第十六条 空家等対策計画作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （建築基準法の特例）

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その

他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

## 第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安

- 上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
  - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
  - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
  - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
  - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
  - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
  - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
  - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
  - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
  - 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを

命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

- 1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

#### 第六章 空家等管理活用支援法人

##### （空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

##### （支援法人の業務）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

## 第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第八章 罰則

第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料 2

### 野辺地町空家等対策の推進に関する条例

発令（平成三十年三月十九日条例第十三号）

#### （目的）

第一条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の町民等（町内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、町民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、町による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する空家等をいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第二条第二項に規定する特定空家等をいう。

#### （空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

#### （町の責務）

第四条 町は、自治会等と連携し、空家等の適切な管理に関する町民等の意識の啓発を行うほか、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 町は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）に関するデータベースの整備、空家等の実態調査の実施その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

4 町は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。ただし、空き家・空き店舗バンク制度の情報は含む。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

#### （空家等対策計画）

第五条 町は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めるものとする。

#### （協議会）

第六条 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、野辺地町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - 一 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
  - 二 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
  - 三 その他町長が必要と認める事項に関すること。
- 3 協議会の委員は、町長のほか、地域住民、町の議会の議員、建築等に関する学識経験者その他の町長が必要と認める者をもって構成する。
- 4 協議会の委員の定数は、七人以内とする。
- 5 協議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 協議会の会長は、町長をもって充てる。
- 7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(情報提供)

第七条 町民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を町長に提供するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第八条 町長は、町内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 町長は、第十条から第十二条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 町長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第九条 町長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 町長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(助言又は指導)

第十条 町長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態のいずれでもない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導することができる。

(勧告)

第十一条 町長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第十二条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 町長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 8 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 9 第一項の規定による命令については、野辺地町行政手続条例（平成九年条例第二号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(公表)

第十三条 町長は、前条第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、次の事項を公表することができる。

- 一 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあつては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- 二 空家等の所在地及び種別
- 三 命令の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(代執行)

第十四条 町長は、第十二条第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 第十二条第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第十条の助言若しくは指導又は第十一条の勧が行われるべき者を確知することができないため第十二条に定める手続により命令を行うことができなときを含む。）は、町長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(緊急安全措施)

第十五条 町長は、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第十六条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、助言若しくは指導、勧告又は命令の内容を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十二年野辺地町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

### 資料 3

## 野辺地町空家等対策の推進に関する条例施行規則

発令（平成三十年三月三十日規則第十三号）

（趣旨）

第一条 この規則は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成三十年野辺地町条例第十三号）。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する意義は、条例で使用する用語の例による。

（立入調査等）

第三条 条例第八条第三項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第一号）により行うものとする。

2 条例第八条第四項の規定による証明書は、立入調査員証（様式第二号）とする。

（助言又は指導）

第四条 条例十条の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第三号）により行うものとする。

（勧告）

第五条 条例第十一条の規定による勧告は、勧告書（様式第四号）により行うものとする。

（命令）

第六条 条例第十二条第一項の規定による命令（以下「命令」という。）は、命令書（様式第五号）により行うものとする。

2 条例第十二条第二号の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（様式第六号）により行うものとする。

3 条例第十二条第五号の規定による公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 野辺地町公告式条例（昭和二十五年野辺地町条例第十五号）別表に定める掲示場への掲示
- 二 その他町長が適切と認める方法

4 条例第十二条第七号の規定による標識は、標識（様式第七号）とする。

5 条例第十二条第七号の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 町の広報紙への掲載又は町のホームページへの掲載
- 二 その他町長が適切と認める方法

（公表）

第七条 条例第十三条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 町の広報紙への掲載又は町のホームページへの掲載
- 二 その他町長が適切と認める方法

（代執行）

第八条 条例第十四条第一項の規定に基づき、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条第一項に定める戒告は、戒告書（様式第八号）によるものとする。

- 2 条例第十四条第一項の規定に基づき、行政代執行法第三条第二項の定める代執行令書の通知は、代執行令書（様式第九号）によるものとする。
- 3 条例第十四条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 野辺地町公告式条例別表に定める掲示場への掲示
  - 二 その他町長が適切と認める方法
- 4 条例第十四条第一項の規定に基づき代執行を行う場所において、行政代執行法第四条の定めるところにより携帯すべき執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第十号）とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長 印

立入調査実施通知書

野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施するので通知します。

記

1. 立入調査の対象
2. 立入調査の日時
3. 立入調査の趣旨及び内容

（表面）

第 号	
立入調査員証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日 発行（年 月 日まで有効）	
野辺地町長	印

（裏面）

<b>野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）（抜粋）</b>
第8条（略）
2 町長は、第10条から第12条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 町長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長

印

空家等の適切な管理に関する助言・指導書

貴殿が所有者等である下記空家等は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められるので、同条例第10条の規定により下記のとおり助言・指導します。

記

1. 空家等の所在地

野辺地町

2. 空家等の構造及び規模

造 階建て

平方メートル

3. 助言・指導の理由

4. 助言・指導事項

※1 措置に着手したとき、又は措置が完了したときは、遅滞なく下記担当まで連絡してください。

※2 なお、この通知と行き違いで既に措置を完了している場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

(担当 : )

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長 印

### 勸告書

貴殿が所有者等である下記空家等は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう条例第11条の規定に基づき勸告します。

#### 記

1. 対象となる特定空家等
2. 勸告に係る措置の内容
3. 勸告に至った事由
4. 勸告の責任者
5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第12条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第1項又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

野辺地町長 印

命 令 書

貴殿が所有者等である下記空家等は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、条例第12条の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者
5. 措置の期限

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第14条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に野辺地町長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、野辺地町を被告として（訴訟において野辺地町を代表する者は野辺地町長となります。）提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長 印

命令に係る事前の通知書

貴殿が所有者等である下記空家等は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第12条の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、条例第12条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、野辺地町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出期限

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第7号(第6条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者等は、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）第12条の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者
5. 措置の期限

様式第8号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長 印

### 戒告書

貴殿に対し、年 月 日付け 第 号により貴殿が所有者等である下記特定空家等に対する措置を実施するよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）第14条の規定に基づき、当該措置の内容を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

・特定空家等に対する措置の内容

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に野辺地町長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、野辺地町を被告として（訴訟において野辺地町を代表する者は野辺地町長となります。）提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長 印

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号により貴殿が所有者等である下記特定空家等に対し 年 月 日までに下記の措置を実施するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）第14条の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

1. 措置の内容と物件
2. 代執行の時期
3. 執行責任者
4. 代執行に要する費用の概算見積額

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に野辺地町長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、野辺地町を被告として（訴訟において野辺地町を代表する者は野辺地町長となります。）提起することができます。

（表面）

執行責任者証		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
	野辺地町長	印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
2. 代執行をなすべき時期		

（裏面）

<p><b>野辺地町空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第13号）（抜粋）</b></p> <p><b>第14条</b> 町長は、第12条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）</b></p> <p><b>第4条</b> 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------